

平成生まれの161人が成人を迎える

平成22年成人式は、1月10日(日)町公民館で挙行されました。今年の成人者は161人で、初の全員が平成生まれとなりました。初めに、木賊町長、吉田



成人証書を受領する成人者代表の佐藤さん(写真左)

榮新町教育委員会委員長が式辞を述べました。続いて、成人者を代表して佐藤成美さんに成人証書が授与され、市川光さん、鈴木美幸さんのふたりが「一層心身の鍛練と教養の向上に努めます」と宣誓しました。今泉文克町議会議長、斎藤健治県議会議員、玄葉光一郎衆議院議員、恩師の寺島禎子教諭が祝辞を述べられ、出席者全員で間弓いつかさんのピアノ伴奏により町のイメージソング「牧場の朝」を斉唱しました。最後に、横田千裕さんが「すべての行動に責任を持って、最善を尽くしたいと思えます」と謝辞を述べられました。式は、厳粛の中に挙行され、会場は、華やかな着物の花畑のようでした。

新成人の一言



長谷川 大 さん
成人式を迎え、大人の仲間入りをすることができましたが、同時に責任が重くなったのだと感じています。これまで育ててもらった家族や周りの人たちに感謝しながら、いつか恩返しできるように頑張っていきたいと思います。



矢吹 遼介 さん
本日、成人式を迎えることができ、家族をはじめとする沢山の方々に心から感謝しています。今後の社会を支える担い手として、自覚と責任を持ち、精一杯努力していきたいと思っています。



吉田 奈央 さん
たくさんの方々の支えのおかげで成人を迎えることができました。心より感謝申し上げます。これからは、皆様に受けた恩以上のことを社会に返せるように、成人としての責任と自覚を持ち、日々努力していきたいです。



今泉 智絵 さん
これまで沢山の方々に支えられてきて、今日の成人式を迎えることが出来ました。感謝の気持ちで一杯です。これからは、社会を担っていく新しい世代の一員として、平成生まれの私たちらしく頑張っていきたいです。

新旧料金表

(消費税を含む)

| 用途 | 基本料金 (1月につき) | | 超過料金 (1㎡につき) | | 旧 | 新 | |
|-----|--------------|--------|--------------|--------|-------|--------|--------|
| | 水量 (㎡) | 料金 (円) | 旧 | 新 | | 旧 | 新 |
| 家庭用 | 10 | 5 | 1,260 | 735 | 178.5 | 6~10㎡ | 157.50 |
| | | | | | | 11~20㎡ | 210.00 |
| | | | | | | 21~30㎡ | 225.75 |
| | | | | | | 31㎡~ | 241.50 |
| 団体用 | 20 | 20 | 3,150 | 3,675 | 199.5 | 241.50 | |
| 営業用 | 20 | 20 | 3,150 | 3,675 | 199.5 | 241.50 | |
| 工業用 | 100 | 100 | 19,425 | 21,000 | 210 | 262.50 | |
| 観賞用 | 10 | 10 | 3,255 | 3,780 | 409.5 | 472.50 | |
| 車庫用 | 10 | 10 | 1,470 | 1,680 | 199.5 | 241.50 | |
| 臨時用 | | | | | 325.5 | 409.50 | |

メーター使用料

(1個1月につき)

| メーター口径 (mm) | 料金 (円) |
|-------------|--------|
| 13 | 70 |
| 20 | 96 |
| 25 | 110 |
| 30 | 220 |
| 40 | 260 |
| 50 | 960 |
| 75 | 1,140 |
| 100 | 1,480 |

モデルケース

| 家族構成 | 改正前 | | | → | 改正後 | | | 負担増減 |
|------|--------|--------|--------|---|--------|--------|--------|---------|
| | 基本料金 | 超過料金 | 合計 | | 基本料金 | 超過料金 | 合計 | |
| 2人家族 | 2,520円 | 0円 | 2,520円 | | 1,470円 | 787円 | 2,257円 | -263円 |
| 4人家族 | 2,520円 | 4,462円 | 6,982円 | | 1,470円 | 6,903円 | 8,373円 | +1,391円 |

※モデルケースは次のケースを想定して計算しています。
 ①口径13mmの既存メーター利用 ②2ヵ月で2人家族は15㎡、4人家族は45㎡を使用 ③消費税を含む



18年ぶりの改定 水道料金の基本料金・ 計算方法が変わります。

町では、平成22年4月から水道料金の改定を実施します。料金の改定は、平成4年以来で、経費の節減に努め県内でも低水準を維持してきたところですが、改定の内容をお知らせします。

4・5月分から料金を改定

安心して安全な水道水の安定供給を継続するには老朽化した浄水場、井戸、水道管などの施設更新や維持管理を行う必要があります。このための財源を確保して健全な財政運営を持続するため、水道料金の改定を行うものです。料金の改定は、平成22年4・5月分(5月検針分)から適用となります。

家庭用基本水量を半分に

今回の改定により家庭用の基本水量は、1ヵ月当り10㎡から従前の半分の5㎡となり基本料金が引き下げられます。また、基本水量を超えた超過料金が階層別に細かく

水道メーターをリースに

今まで買い取りいただいていた水道メーターは、町が水道使用者の皆さんにリースするようになります。現在お使いの個人所有メーターは、有効期間(8年)満了後から切り替わります。

今後とも水質の確保、水量の安定供給、経費の節減に努め、継続可能な事業運営を図って参りますので、水道使用者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先

町上下水道課
 ☎ 62-2119
 ☎ 62-2348